

第23期第5回秋田海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

日時：令和7年11月4日（火）午後1時30分～午後1時55分
場所：第2庁舎8階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

船木 律、大竹 敦、工藤 義彦、伊藤 公男、杉本 勇助、腰山 公正、三浦 清、
鎌田 誠喜、船木 和則（出席9名）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：高橋 俊行
事務局：藤田 学、藤原 剛、高橋 佳奈
農林水産部水産漁港課：佐藤 混平、伊藤 雄汰、鈴木 大喜

3 議事事項

- (1) 知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）
- (2) その他

4 開会

○事務局（藤田）

ただ今より、第23期第5回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。
事前にご欠席の連絡をいただいた齊藤委員1名を除き、出席委員数は9名と過半数を超えておりますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告いたします。

それでは船木会長から、ご挨拶お願いいいたします。

○船木会長

本県に限らずクマの被害、出没が身近な問題として深刻化していますが、一方水産業界では、水産庁が10月31日に全国の小型イカ釣り漁船のスルメイカ漁に11月1日から来年3月31日までTAC制度上の停止命令を出しており、今後の猶予枠調整等を含め推移を注視していきたいと思います。

先に私からの報告となります、「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議」が10月23日、松江市で開催され、事務局の藤田チームリーダーと佐藤主任とともに出席してまいりました。

会議の主な内容は、前回委員会で説明しました令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果と、令和8年度要望事項の案件でしたが、令和8年度に向けては本県からは前回委員会の資料のとおり「太平洋クロマグロの資源管理について」、特に配分方法と遊漁者対策に係る事項について要望してまいりました。

もう1件、ご承知おきいただきたいこととして、次回開催地が順番で秋田に決定となりましたので予めご案内しておきたいと思います。

さて、本日の議題は、諮問事項が1件あります。

円滑な議事運営をお願い申し上げまして、開会に際しての挨拶といたします。

5 資料確認

(事務局が資料確認)

6 議事録署名委員選出

○船木議長

議事に入る前に議事録署名委員を指名します。

今回は、大竹会長代理と船木委員にお願いします。よろしいでしょうか。

○大竹会長代理、船木委員

はい。

○船木議長

お二方、よろしくお願ひします。

7 議事

議題1：知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

○船木議長

それでは議事に入ります。

諮問事項「知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」事務局から説明願います。

○事務局（藤原）

事前に配布しております資料1をご覧ください。諮問文を読み上げます。

（諮問文読み上げ）

資料をめくっていただきて上の段からご説明します。

1段目あわび漁業、2段目なまこ漁業ですが、こちらは1年で有効期間が満了となりますので、前年と同じ内容で公示するものです。

3段目は、はたはたを対象とした試験操業で、漁業種類は建網、操業区域は能代市沿岸、漁業時期は令和7年1月25日から令和8年1月10日までです。推進機関の馬力数定めなし、船舶の総トン数5トン未満、許可又は起業の認可を申請すべき漁業者の数は1です。

4段目もはたはたを対象とした試験操業です。漁業種類は固定式刺し網、操業区域は秋田市沿岸、漁業時期は令和7年1月25日から同月31日までです。推進機関の馬力数定めなし、船舶の総トン数5トン未満、許可又は起業の認可を申請すべき漁業者の数は1です。

ここまで、あわび、なまこ、はたはた建網、はたはた刺し網の計4件については、いずれも漁業権のない港湾区域での操業です。他の許可期間3年の知事許可漁業とは異なり、毎年の手続きが必要となるもので、内容は例年と変わりありません。

次に、次ページの5段目のたら刺し網漁業です。こちらは試験操業として、男鹿北部で令和4年から操業期間の前倒しを行っているものです。そのため漁業時期については、令和8年1月5日から同月24日までとしており、25日からは通常の許可の中でたら刺し網漁業が行われることとなります。内容は例年どおりですが、許可すべき漁業者の数については、現在本許可を持っている方々16人全員が、試験操業の前倒しでできるように16としております。

最後6段目は、えびつぶかご漁業です。こちらは新規の試験操業になります。こちらは国の研究機関であります開発調査センターが行う、底びき網漁業とかご漁業

の兼業の実証を行う計画で、これに対して秋田県で試験操業を許可するものとなります。県としても近年の海洋環境の激変に対応できるような秋田版次世代型漁業の構築のためには、1人の漁業者が複数の漁法を行えるような状況が必要と考えております。その取り組みの1つとして、開発調査センターと共に今回は底びき網漁業とかご漁業の兼業を実証していき、うまくいけば、そちらを普及していくという計画です。操業区域について、県北部海域ではえびつぶかご漁業の操業実態がないため、既存の県央海域の漁場と重ならないように北緯40度09分以北としています。水深については、特に北部のあかてり狙いの漁業者との漁場の重なりをさけるため200mより深いところとしています。漁業時期について、開発調査センターの年度計画では、1月、2月に研究員が乗船しての試験操業としていますが、翌年度も事業は継続の計画であるため、最長1年間を期間としています。総トン数については、今回底びき網を対象とした兼業化の実証事業ですので、現在の沖合底びき網船全てが対象となるように36トン未満としています。許可すべき船舶の数については、1隻または2隻での計画であるため、2としています。また、当該メニューについては、試験操業とはいえど新規であることから、先日、工藤委員含め、北部のあかてり漁業者には説明済みであり、空白のエリアや、200mとは言っても場合によってはより深いところに刺し網が落ちていくような事情もあるので、そういった時は気をつけてくださいという留意事項などを確認済みです。新規の試験操業ですので、あかてり漁業等の既存漁業の操業を優先しながらも、空いている漁場はより有効活用できるように今後も調整していきます。

続いて、2許可又は起業の認可を申請すべき期間については、少し短いですが、委員会後速やかに公示すること、さらに、はたはた来遊時期に間に合うように、1月18日までとしています。申請予定者とは、すでに漁協職員の方々を通じて、事前調整していますので、申請には間に合うようにしております。

最後に3その他、許可の有効期間は、固定式刺し網漁業は令和7年12月31日まで、建網漁業は令和8年1月10日まで、たら刺し網漁業は令和8年1月24日まで、えびつぶかご漁業、あわび漁業及びなまこ漁業は令和8年12月31日まで、起業の認可の有効期間は、認可の日から10か月を経過した日又は同漁業の許可の有効期間までのいずれか早い期間とします。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いします。

○船木議長

ただ今の説明について、質問等はありますか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

よろしければ事務局から答申案をお願いします。

○事務局(藤原)

(答申案読み上げ)

○船木議長

ただいまの答申案でよろしいですか。

○委員

はい。

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局は手続きをよろしくお願いします。

議題2：その他

○船木議長

それでは、その他ですが事務局から何かありますか。

○事務局（藤田）

とくにありません。

○船木議長

それでは議事については終了します。

8 その他

○船木議長

続きまして、「その他」ですが委員の皆さんから何かありますか。

○杉本委員

日程についてのお願いです。通常、火曜日は市場が魚を受け取るのがお休みですが、今日のように連休明けの火曜日は荷受けしています。ですので、その辺りを考慮して開催日程を組んでもらえればありがとうございます。

○事務局（藤田）

分かりました。そういう情報も得ながら日程は考えたいと思います。

○船木議長

そのようにお願いします。

ほかにありますか。

○委員

(発言なし)

9 閉会

○船木議長

それでは第23期第5回秋田海区漁業調整委員会を終了します。